

第64回運営委員会の協議状況

日時 平成18年10月2日(月) 13:30~17:15

場所 ひょうご県民会館304

出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、岡田、佐々木、中川、村岡、田村、奥西、土谷
(河川管理者) 田中、森田、松本、渡邊、前川、前田、吉栖、合田
(事務局) 林、茨木、長尾、植田

内容(協議結果)

1 議題、運営調整(提言書の広報、周知等)

協議した結果、次の事項を確認した。

- 1) 10月以降の県の推進体制等について、質疑を行った。
 - Q1 総合治水担当の県土整備部参事はいなくなるのか。
A1 そのとおりである。
 - Q2 武庫川以外の河川の総合治水はどこが担当するのか。
A2 河川計画課が担当する。
 - Q3 河川計画課の所管業務からは、武庫川に関する業務は無くなるのか。
A3 そのとおりである。ただし、武庫川企画調整課の事務、庶務部門に関する業務は河川計画課に残る。
 - Q4 河川計画課に残る係は何か。
A4 事務係、計画係、環境係、調査係である。
 - Q5 河川計画課から総合治水係がなくなったことは、武庫川以外での総合治水の推進体制が後退した感がある。
A5 土木局長を先頭に、河川計画課計画係が引き続き、武庫川以外の総合治水の対応を行う。推進体制は後退していない。
 - Q6 8月末の提言書で提言した総合治水の推進は武庫川だけに特化したものではないのに、10月からの県の武庫川に特化した推進体制は異様であり、誤解を招きかねない。
A6 武庫川は総合治水のトップランナーである。まずは武庫川でしっかり検討して、それを全県に広げるという考え方である。
 - Q7 県の推進体制では、利水の検討はどこが担当するのか。
A7 水資源WGが担当し、現時点では、ビジョン担当、県企業庁水道課、河川部局が参加する予定である。
 - Q8 武庫川対策室と武庫川企画調整課の関係はどのようなものか。
A8 武庫川の総合的な治水対策の推進体制にかかる大半の会議の、会長を武庫川対策室長が務め、運営は武庫川企画調整課が行う。
 - Q9 河川審議会の事務局は河川計画課が務めている、武庫川のために新しく設置した審議会の専門部会の事務局は、どこが務めるのか。
A9 武庫川企画調整課が事務局を務める。
 - Q10 河川審議会の部会の委員構成はどのようになるのか。
A10 河川審議会から、治水部会には道奥委員(部会長)、村本委員が、環境部会には森下委員(部会長)、岡田委員、道奥委員が入り、また、それぞれの部会に審議会委員以外の特別委員が2名程度追加となる。
 - Q11 特別委員はいつ決まるのか。

- A11 現在調整中であり未定である。できるだけ早く決める予定である。
- Q12 河川審議会への諮問内容、諮問理由は何か。諮問書には「武庫川水系の河川整備について」と題して、「武庫川水系の河川整備について、兵庫県河川審議会条例第2条第4項の規定（注：所掌事務、その他2級河川に関する重要事項）により諮問します」とだけしか記載されていない。
- A12 諮問した内容は武庫川水系の河川整備に関する事項を審議するにあたって、技術的、専門的な見地から検証を行うため、河川審議会条例に基づき、治水、環境部会の設置を諮問した。
- Q13 河川審議会では、流域委員会の提言書の説明が、県の対応の説明を含めて2分しか行われなかった。審議会の委員は提言内容を理解していないのではないか。
- A13 全ての委員にではないが、会長及び部会に入っただけ委員には、あらかじめ提言書の概要を説明した。
- Q14 河川審議会の部会は非公開とあるが、最終報告だけが公開されるのか。
- A14 部会から河川審議会へ報告する時点で公開される。
- Q15 総合治水対策連絡協議会と既存ダム活用協議会はどのように進めるのか。
- A15 具体的な内容はまだ検討中である。
- Q16 河川審議会の部会の特別委員が決まれば、委員会に報告願いたい。
- A16 報告する。

<主な意見>

- ・ 9/29 開催の河川審議会では、学識経験者委員の一人から、「武庫川だけが異例中の異例の扱いであり、他の河川ではやれるものではない。なぜ武庫川だけが...と県民は不思議に思う。武庫川流域の人々にも十分周知されていない。部会で何を検討するのか、住民に対して説明する必要があるのではないか」との発言があった。また、「念入りに検討すればするほど、治水対策のスタートが遅れるのではないか。住民は一日も早く対策をスタートして欲しいという気持ちがあるはずだ」との発言もあった。
- ・ 提言書には、武庫川を特別扱いせよとは書いていない。

2) 提言説明会等について、質疑を行った。

- Q1 提言の説明会開催の検討状況はどうなっているのか。
- A1 現在、各市と協議調整中であり、委員会に報告できる状況にない。
- Q2 説明会開催の計画はいつまでにまとめるのか。
- A2 年内には説明会を終わらせる予定であり、遅くとも今月中には計画を固めたい。
- Q3 説明会で配付するリーフレットはどのようになっているのか。
- A3 現在、係内で検討中の段階であり、委員会に報告できる状況にない。
- Q4 リーフレットの内容について委員会は意見を言えるようにして欲しい。
- A4 リーフレットを報告することはできるが、意見を受けて修正する時間は厳しい。
- Q5 提言書の印刷部数はどのくらい行って、どこに配付するのか。
- A5 全部で1,000部印刷済みであり、委員会へは全部で300部渡す予定である。委員に配付する300部については、委員間で融通して欲しい。残りの700部については、武庫川の総合的な治水対策の推進体制にかかる関係市、部局に配付する予定である。また、提言書を希望される団体には、提言書のコピー原紙を1部配付している。

<主な意見>

- ・リーフレットの内容がおかしければ、変更はしてもらおう。委員全員に図って決めるのは無理だが、運営委員会レベルで中身をチェックし、問題があれば修正を求めるのは当然のことである。
- 3) 提言書の概要版等について、協議を行った結果、下記のことを確認した。
- 県は印刷した提言書は「広報目的ではなく、原案作成のために協議する関係者向け」としているため、提言書の概要版は広報・周知のために配布するものと位置づける。
- 概要版は運営委員会の執筆メンバーを中心に、広報配付用として手直し、早急に完成する。
- 概要版は、説明会やシンポジウム等の希望者にも配付する前提で、印刷は2,000~3,000部行うことを県に要請する。

<主な意見>

- ・提言書の「はじめに」と、章は再編集できるのではないか。
 - ・環境WGに関する部分を元の1割に圧縮してみたが、少し足りないような気がする。森林、水田に関する記述はまとめることも考えられる。
 - ・第49回流域委員会で配付した、「武庫川の総合治水と提言の構成」のイメージを概要版につけてはどうか。
 - ・概要版は提言趣旨を理解してもらうための手引き書として活用することとしてはどうか。
 - ・結論に至った経緯は本編を見てもらうこととして、概要版からは省いてはどうか。
 - ・治水に関しては、結論よりもプロセスが重要である。
 - ・概要版の用途をはっきりさせる必要がある。
 - ・提言書は県内の他の流域委員会でも配付してはどうか。
 - ・提言書を読みたいと言う人は既に内容を見ているのではないか。概要版の配付対象者は誰なのか。
 - ・水害がおこれば、興味を持つ人が増えて、提言書を読んでもくれるのではないか。
 - ・水防団には、浸水想定区域図とあわせて提言書を見てもらいたい。
 - ・印刷した提言書1,000部では、広報とは言えない。小学校単位で説明会を行うとしても、リーフレットでは中身が不足する。
 - ・委員個人に対して提言書を求めてくる人がおり、そのたびにホームページでダウンロードして印刷をするようお願いしている。
 - ・提言書の広報をどのようにするかを考えるのは県の責任である。
 - ・概要版を各市の都市計画担当、自主防災組織を対象に配付してもらいたい。
- 4) 田村委員より提案のあった下記のことについて協議を行った。
- <提案内容>
- 整備計画原案が提出されるまでの3年間に、有志により自主的に検討したい。
- 武庫川流域圏会議(仮称)の発足準備
- 武庫川カルテの作成、発行
- 提言書で提案しているソフト対策をモデル的に検討すること

< 質疑 >

- Q1 委員は、武庫川流域委員会とは別の委員会等との兼務はできるのか。
- A1 別の委員会等との兼務は問題ない。委員としての守秘義務は委員を辞めてからもある。
- Q2 委員会の任期来年3月まで延長されているが、今後どのようになるのか。原案を審議するまで延長するのか、しないのかはつきりすること。また、その間に県の都合による委員の入れ替えはあり得るのか。
- A2 基本方針、整備計画の原案に対する意見をもらうまで、委員会の消滅はあり得ない。委員にはその時点で任期延長をお願いする。また、委員の都合による自主的な辞任・辞退は別として、県の都合によって委員を入れ替えることはないというのが、県の基本姿勢である。

< 主な意見 >

- ・ 提言書をふまえて行政は実現性を検討していくが、何をどのように検討しているのか委員会に報告すること。
 - ・ は自主的にやるということで良いのではないか。ただし、委員会とは別の何らかの組織で実施する必要がある。
 - ・ は完成していない段階でも、教材等として活用していけばよい。完成品として印刷していくことは必要と考えていない。
 - ・ は市民団体の活動の熟度を上げていく必要があり、現段階では行政が先行して組織することは適切ではない。
 - ・ の実施には、流域自治体との調整や参画が必要であり、検討が必要ではないか。
 - ・ 県民局の支援施策を活用して実施する等も考え得る。
- 5) 県が実施する調査検討についての具体的な要請項目等について協議を行った結果、下記のことを確認した。

調査検討の具体的な内容、方法、手順を委員会に報告すべきである。委員会は、報告時に検討項目として抜けているものがあれば、意見を述べる。

原案作成のための調査検討の途中段階で委員会に報告ができないのは了解するが、検討内容を適宜報告すべきである。

県が原案を取りまとめた際、仮に委員会の提言書の内容や結論と異なる内容のものを委員会に提出することがあるなら、その根拠や理由を具体的に説得力のある中身をもって説明責任を果たすべきである。

< 質疑 >

- Q1 武庫川総合治水推進会議等では、どういう課題をどのように検討するのか。
- A1 対策について、どのような条件を整えれば可能となるのか、技術的、専門的に検討、審議する。
- Q2 会議は公開されるのか。
- A2 区切りの段階で報告する。また、委員会には、1～2ヵ月毎に何らかの情報提供を行う。ただし、調査検討の途中段階での公開はできない。
- Q3 結果の情報提供だけでなく、プロセスや内容の説明もするべきだ。
- A3 結果だけでなく、内容がわかるように情報提供していく。
- Q4 半年に1回でも協議状況の連絡会的なものは開催できないのか。
- A3 現時点では、推進会議等に注力したい。

<主な意見>

- ・ 調査検討課題についての要請項目はこれから考えていく。委員会サイドとしてはできるだけ内容をつめたい。県は要請を受けるのも拒否するのも可である。
- ・ 委員会が、県の実施する調査検討に対して一つ一つ意見を述べるのは荷が重いのではないか。提言書を書いた以上は、県に任せないと仕方がないのではないか。
- ・ 委員会として、どのようなことを検討して欲しいということは言うていく必要がある。
- ・ 県は、提言書に記載したことについて、きちんと検討すべきである。政策形成段階で資料提供できず、また、委員会との合意形成困難が予想されるときには、事前に説明してもらいたい。

2 その他（次回運営委員会の開催日程等）

1) 次回運営委員会の開催日程

- ・ 県から、運営委員会開催の予算措置ができていないので来年5月の委員会再開時まで運営委員会を開催できない旨の申し出があったが、委員会としては、上記の検討課題をたくさん残していることや、住民説明会、説明会用のパンフレット、調査検討項目など未だ明確になっていない事柄が多くあるので、11月6日(月)13:30から、第65回運営委員会を開催したい。県は開催できるように検討されたい。万が一、県が開催を拒否するようなことがある場合でも、委員会としては県が出席しなくても開催することを確認した。

<主な意見>

- ・ 運営委員会を定期的で開催するための予算も時間もないので、報告事項は、メール等で情報提供を行う形にしたい。(県)
- ・ 委員個別の対応では極めて意思疎通を欠き、委員会運営の本来の規定に反する。
- ・ メール等での情報提供では、リーフレット等について委員会で議論できない。
- ・ 流域委員会は存続しており、委員会の運営は運営委員会が行うことになっており、次回の流域委員会開催までを一任されている。委員個別対応というのでは、これまでの委員会の運営と相容れず、責任を果たせない。